

第6章 計画の基本的な方針

1 計画の基本方針

- (1) 市内の公共交通ネットワークを維持・確保し、利用促進を図ります。
 - 高齢社会の進展に伴い、今後、自動車を自由に使えない交通弱者がさらに増加していくことを踏まえ、生活交通としての公共交通ネットワークを維持・確保します。
 - 公共交通の利用促進を図り、持続可能な公共交通とするため、市民、交通事業者、行政などが協働するとともに、市民がより主体的に取り組み、地域で公共交通を支える体制づくりを進めます。
- (2) 市民の利便性の向上と地域活性化を図るため、市域を越える公共交通ネットワークを整備します。
 - 地域活性化を図るため、公共交通を利用した来訪を促進し、企業や商店街等と協力・連携した事業に取り組むなど、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの整備を推進します。

2 計画の目標

- (1) 市内の公共交通の持続的な運行
 - 今後、急速に増加する高齢者に対応し、高齢者を含む交通弱者の生活交通手段として、いちごタクシーとコットベリー号を継続して運行します。
 - 市内の路線バスや真岡鐵道の運行を維持するため、各事業者の経営環境の改善を図れるよう連携し、引き続き支援します。
- (2) 公共交通の利用促進
 - 公共交通の利用促進を図るため、公共交通の運行情報等の発信を強化するとともに、学校モビリティ・マネジメントや高齢者等向けの公共交通乗り方教室のなどを開催します。
 - 高齢者運転免許自主返納支援事業と連携し、高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進を図ります。
- (3) まちづくり及び地域振興（観光等）と連携した公共交通ネットワークの整備
 - 生活交通としての移動手段を確保することに加え、中心市街地の活性化を図るため、交通事業者等と連携し、公共交通ネットワークの整備を推進します。
- (4) 市域を越える、市内外の移動需要への対応
 - いちごタクシー、コットベリー号と真岡鐵道、路線バスとの連携を促進します。
 - 栃木県、周辺市町、関係機関と連携し広域的な移動についての共通課題の解決を図ります。
- (5) 市民、事業者、行政等の連携・協働
 - 公共交通を安定的に運行するため、市民（団体含む）、交通事業者、関係機関、行政間の連携を強化し、協働により本計画の事業を推進します。